

# 麻生観光協会会則

(名称)

第1条 この会は「麻生観光協会」(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を川崎市麻生区役所内に置く。

(組織及び構成)

第3条 本会は、事業に賛同する者で、次の中から組織し構成する。

- (1) 町会・自治会、社会福祉関係者
- (2) 神社仏閣関係者
- (3) 農業・観光農業関係者
- (4) 文化関係者
- (5) 商店会関係者
- (6) 会社・交通関係者
- (7) 旅館事業関係者
- (8) その他本事業に必要と、会長が認めたもの。(目的)

第4条 本会は、麻生地域における観光事業の振興をはかり、郷土文化の発展と快適な街づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。(1) 観光資源の保護育成と郷土文化の継承

- (2) 観光行事及び観光地の紹介
- (3) 観光に関する調査並びに研究
- (4) 関係諸団体との連絡提携
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 会計 2名

(4) 監事 2名

(5) 事務局長 1名 (6) 事務局次長 1名

(理事)

第7条 本会に理事 30名程度を置く。

2 理事は、別に定める推薦委員会の選考により選出し、総会で承認を得ることとする。(役員を選出)

第8条 役員は、理事の中から選出し、総会で承認を得ることとする。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。(3) 会計は、本会の会計事務をつかさどる。

(4) 監事は、本会の会計事務を監査する。

(5) 事務局長は、庶務事務をつかさどる。

(6) 事務局次長は、事務局長を補佐し、庶務事務をつかさどる。(理事・役員の仕事)

第10条 理事・役員の仕事は2年とし再任を妨げない。

2 欠員により選出された理事は、前任者の残任期間とする。

3 役員の仕事は、理事としての任期による。

4 理事・役員は、任期満了後も新任者が決定するまで在任するものとする。

## (会員)

第11条 本会は、個人会員、団体会員及び法人会員とし、会費を収める者で構成するものとする。

る。

2 会費は年額、個人会員1,000円、団体会員5,000円、法人会員10,000円とする。

## (顧問、相談役及び参与)

第12条 本会に、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、役員会の議決を経て、会長が委嘱する。

## (会議)

第13条 会議は、総会及び理事会とする。

## (総会)

第14条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年1回一定の時期に会長が招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は、会員の5分の1以上の請求があったとき、

これを開催する。

4 総会は、委任状を含め、構成員の2分の1以上の出席により成立し、議長は構成員の中か

ら選出する。

5 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。6 総会の議決事項は、次のとおりする。

(1) 会則の改廃に関すること。

(2) 事業の報告及び決算を承認すること。

(3) 事業の計画及び予算を定めること。(4) 理事及び役員を承認すること。

(5) その他、本会の運営上特に重要な事項(理事会)

第15条 理事会は、役員及び理事で組織する。

2 理事会は、必要に応じ会長が招集し、議長は会長があたる。構成員の過半数の出席により

成立する。

3 理事会の処理する事項は、次のとおりとする。

(1) 役員の互選に関すること。

(2) 総会に提出する件案に関すること。(3) 諸行事の実施に関すること。

(4) その他会長が必要と認めた事項(会費)

第16条 本会の収入は、会費、寄附金、補助金及びその他の収入をもってあてる。(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(細則)

第18条 本会の会則施行に関し、必要な細則は理事会の議を経て会長が別に定める。

付則 本会の会則は、平成13年2月24日から施行する。

付則 この改正会則は、平成23年6月9日から施行する。

付則 この改正会則は、平成25年6月6日から施行する。

付則 この改正会則は、平成30年6月26日から施行する。